

事件番号 [REDACTED]

損害賠償請求事件

原告 [REDACTED] 外3名

被告 [REDACTED]

(文書所持者 [REDACTED] 労働基準監督署長)

文書提出命令の申立てに対する意見書

平成 [REDACTED]

[REDACTED] 地方裁判所民事第5部

裁判官 [REDACTED] 殿

厚生労働省労働基準局補償課

労災保険審理室長

平成29年5月23日付け「求意見書」により意見照会のあった、行政文書が民事訴訟法220条4号に掲げる文書に該当するかどうかについて、下記のとおり意見を述べる。

記

第1 文書提出命令の申立の対象文書

1 平成28年11月21日付け文書提出命令の申立書による文書提出命令の申立は、原告 [REDACTED] (以下「原告」という。) と被告 [REDACTED] (以下「被告会社」という。) との間の [REDACTED] 地方裁判所平成 [REDACTED]

■号損害賠償請求事件において、原告らが文書の所持者である■労働基準監督署長に対し、文書提出命令の申立の対象文書として特定された、「補償給付実地調査復命書の附属書類資料N°58」（以下「本件文書」という。）の提出を求めるものである。

2 本件文書は、原告の亡夫■（以下「被災者」という。）の死亡に係る遺族補償給付等の請求（以下「労災請求」という。）の業務上外の判断を適正に行うために、■労働基準監督署調査担当者（以下「調査担当者」という。）が被告会社の関係者と面接し、聴取した内容を記載した文書である。

また、本件文書については、聴取対象者である会社関係者が当該文書を提出することに同意しない旨の意思表示をしている。

第2 意見の要旨

- 1 本件文書は、民事訴訟法220条4号口に掲げる文書に該当する。
- 2 本件文書は、本件申立における「証すべき事実」である「故■が「2週間以上にわたって連続勤務を行った」と■労働基準監督署が判断した根拠」と関係がないことから、証拠として取り調べる必要がない。

第3 民事訴訟法220条4号口について

1 民事訴訟法220条4号口「公務員の職務上の秘密」の意義

民事訴訟法220条4号口にいう「公務員の職務上の秘密」とは、公務員が職務上知り得た非公知の事項であって、実質的にもそれを秘密として保護するに値すると認められるものをいうと解すべきである（最高裁判所昭和52年1月19日第二小法廷決定・刑集31巻7号1053ページ、最高裁判所昭和53年5月31日第一小法廷決定・刑集32巻3号457ページ参照）。そして、上記「公務員の職務上の秘密」には、公務員の所掌事務に属する秘密だけでなく、公務員が職務を遂行する上で知ることができた私人の秘密であって、

それが本案事件において公にされることにより、私人との信頼関係が損なわれ、公務の公正かつ円滑な運営に支障を来すこととなるものも含まれると解すべきである（最高裁判所平成17年10月14日第三小法廷決定・民集59巻8号2265ページ）。

2 民事訴訟法220条4号口「その提出により公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがある」の意義

民事訴訟法220条4号口にいう「その提出により公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがある」とは、単に文書の性格から公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずる抽象的なおそれがあることが認められるだけでは足りず、その文書の記載内容からみてそのおそれの存在することが具体的に認められることが必要であると解される（前掲最高裁平成17年10月14日第三小法廷決定）。

そして、公務員の職務上の秘密に関する文書が、その提出により公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがあるものといえるかどうかは、個々の文書ごとに、その性質、法的根拠、記載内容・方法、公にされた場合の弊害の有無、内容、程度等を考慮して判断すべきである（松並重雄・最高裁判所判例解説民事篇平成17年（下）728ページ）。

また、その判断に当たっては、インカメラ手続等によって、当該文書の具体的な内容を十分に把握した上でされるべきである（同）。

第4 最高裁判所平成17年10月14日第三小法廷判決の要旨

第5において、本件文書について検討する前提となる最高裁判所の決定について、その要旨を記載する。

- 1 文書提出命令に関しては、労働安全衛生法に基づき労働災害の発生原因等の調査結果が記載された災害調査復命書が民事訴訟法220条4号口に該当するか否かが争われた事件についての最高裁判所平成17年10月14日第三小法

廷決定（以下「最高裁決定」という。）が示されており、その要旨は以下のとおりである。

2 労働災害が発生した際に労働基準監督官等の調査担当者が労働災害の発生原因を究明し同種災害の再発防止策等を策定するために調査結果等を踏まえた所見をとりまとめて作成した災害調査復命書には、①当該調査担当者が事業者や労働者らから聴取した内容、事業者から提供を受けた関係資料、当該事業場での計測、見分等に基づいて推測、評価、分析した事項という当該調査担当者が職務上知ることができた当該事業者にとっての私的な情報のほか、②再発防止策、行政指導の措置内容についての当該調査担当者の意見、署長判決及び意見等の行政内部の意思形成過程に関する情報が記載されている。

「②の情報」に係る部分は、行政内部の意思形成過程に関する情報が記載されたものであり、その記載内容に照らして、これが本案事件において提出されると、行政の自由な意思決定が阻害され、公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれが具体的に存在することは明らかである。

「①の情報」に係る部分は、事業者や労働者らからの聴取内容がそのまま記載されたり、引用されたりしているわけではなく、当該調査担当者において、他の調査結果を総合し、その判断により上記聴取内容を取捨選択して、その分析評価と一体化させたものが記載されていること、調査担当者には、事業場に立ち入り、関係者に質問し、帳簿、書類その他の物件を検査するなどの権限があり、これらに応じない者は罰金に処せられることとされていることなどにかんがみると、「①の情報」に係る部分が本案事件において提出されることにより公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれが具体的に存在するということはできない。

第5 本件文書の検討

1 本件文書の概要

本件文書は、被災者に係る業務上外の判断を適正に行うために、調査担当者が会社関係者と面談し、聴取した内容がそのまま記載された文書である。具体的には冒頭において、住所、職業、氏名及び生年月日により申述者が特定された上、特定の日付、場所において「次のとおり聴取した」旨記載され、当該記載以降、聴取書のほぼ全般にわたって、申述者を一人称とする口語調の聴取内容が、内容に応じて項目を付された上で記載されている。そして、その末尾には、当該申述者において記載された聴取内容に誤りがないことを確認して署名指印した旨の記載とともに、当該申述者の署名指印がなされている。聴取内容の表現は、主観的なもので、また、聴取に係る事実の経験者として迫真性の高いものになっている。また、上記聴取書に、調査担当者の分析評価等は含まれていない。

2 本件文書に記載された聴取内容

本件文書に記載された聴取内容は、申述者が被災者と一緒に働いていた期間、働いていた店舗の名称、当該店舗の職員構成や店舗の鍵の具体的な保管方法、申述者の時間外労働及び休日労働の状況、被災者の出退勤の状況といった労務管理の状況、被災者の勤務実態のほか、被災者の健康状態に対する申述者の主観的な評価や、申述者の住所、職業、氏名及び生年月日といった専ら申述者の個人的な事項も含まれる。

3 本件文書に記載された聴取内容は、公務員が職務上知り得た非公知の事項であって、実質的にもそれを秘密として保護するに値すると認められ、これを提出することにより、公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれが具体的に存在すること

(1) 本件文書に記載された聴取内容は、公務員が職務上知り得た非公知の事項であって、実質的にもそれを秘密として保護するに値すると認められること

本件文書に記載された聴取内容は、申述者の個人的な事項も含めてそのまま掲載され、公務員が職務上知り得た私人の秘密に該当するものであり、こ

れが本案事件において提出されることにより、調査に協力した申述者との信頼関係が損なわれ、公務の公正かつ円滑な運営に支障を来すこととなるということができることから、公務員が職務上知り得た非公知の事項であって、実質的にもそれを秘密として保護するに値すると認められる。

(2) 本件文書を提出することにより、公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれが具体的に存在すること

本件文書に係る申述者は、聴取内容が飽くまで労災請求に対する判断の資料として用いられるとの前提で聴取に応じているものと考えられる。したがって、聴取内容が広く一般に公開されることまで受け入れ、若しくは予想して申述に応じているものではないと考えるべきである。

そして、本件文書においては、当該聴取内容が調査担当者によって総合されることもなく、また、調査担当者の分析評価と一体化されることもなくそのまま記載されていることから、これを開示することにより、当該労災認定の手続において、当該申述者がどのような事項を申述したかが、明らかになる。また、当該申述者の申述が労災請求に対する判断にどのような影響を及ぼしたかを推測し得ることとなる。そうなれば、申述者において、当該労災認定の結果や申述内容について利害を有する者から、当該申述者の申述により不利益を被ったとして有形・無形の不利益な取扱いや当該申述者の申述により心情を害されたなどとして抗議を受けることを危ぐすることは十分に考えられる。

そうであるからこそ、労働基準監督署長としても、聴取書を提出するような場合には、提出することについて申述者の同意の有無を確認することとしているのである。また、労働基準監督署長による確認を受けた上で提出に同意しなかった申述者としては、それにより聴取書を提出されないことについて、より高い期待・信頼を抱くことになっていると言うべきである（本件文書に係る申述者は、当該文書を提出することについて、同意しない旨の意思

を表示している。)。

しかも、本件文書に記載された聴取内容は、上記2で述べたとおり、申述者の主観的評価も交えた被告会社にて申述者が被災者と一緒に働いていた期間の労務管理の状況、被災者の勤務実態のほか、被災者に対する申述者の主観的な評価といった事項や、申述者の住所、職業、氏名及び生年月日といった専ら申述者の個人的な事項も含まれているのである。

さらにいえば、本件申立ての立証趣旨（故 [] が「2週間以上にわたくって連続勤務を行った」と [] 労働基準監督署が判断した根拠）との関係において、上記のような事項がすべて明らかにされる必要があるとも考え難い。

自らの個人的な事項に関する申述がそのままの申述したままに、しかもそれが真に必要とされるわけでもないところで提出されることとなれば、何人でも原則として閲覧でき、また当事者及び利害関係者に贈写され得る状態（民事訴訟法91条）となり、その結果、聴取内容が飽くまで労災請求に対する判断の資料として用いられるものであるとの申述者からの信頼を著しく損ない、以後関係者の協力を得ることが著しく困難となるというべきである。

4 本件文書は、最高裁決定に照らしても、その提出により公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれが存在すると考えられること

上記第4の最高裁決定は飽くまで事例判断に過ぎない（松並重雄・最高裁判所判例解説民事篇平成17年（下）728ページ（注26））ものではあるが、本件文書は、上記の3（1）で述べたとおり、公務員が職務上知り得た私人の秘密に関する情報が記載されており、これは最高裁決定が示した「①の情報」に形式的には該当するものである。しかしながら、最高裁決定は「①の情報」に係る部分について、「聴取内容がそのまま記載されたり、引用されたりしているわけではなく、当該調査担当者において、他の調査結果を総合し、その判断により上記聴取内容を取捨選択して、その分析評価と一体化させたものが記載されているこ

と」を理由として、「①の情報」に係る部分が提出されることにより公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれが具体的に存在するということはできないと判断されたものである。そうすると、本件文書には、上記3の(2)に述べたとおり、聴取内容が調査担当者によって総合されることもなく、また、調査担当者の分析評価と一体化されることもなくそのまま記載されていることから、最高裁決定に照らしても、本件文書はこれを提出することにより公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれが存在するというべきである。

5 調査権限や罰則が存在するとしても、聴取内容を提出することにより、申述者の協力を得ることが困難となり、公務に著しい支障が生ずること

上記第4の最高裁決定は、災害調査復命書には、関係者からの聴取内容がそのまま記載されているわけではないことのみならず、労働基準監督署長には、関係者からの報告の提出等の権限があり、これに応じない場合の罰則も設けられていることも合わせて関係者の協力を得ることが著しく困難とはならないと判断している。

しかし、最高裁決定でいう権限や罰則は、労働安全衛生法に基づくものであり、同法の違反（同法120条4号、5号）については、労働基準監督官は同法92条に基づき、自ら捜査し、検察庁に送致できるものである。一方、本件における関係者からの報告の提出等の権限や罰則に関しては、労働者災害補償保険法に基づくものであり、同法の違反（同法53条1号、2号）について、労働安全衛生法におけるように、労働基準監督官が自ら捜査する権限はなく、警察機関に告発するのみである。このように、労働安全衛生法に基づく権限と労働者災害補償保険法に基づく権限は強制力の程度が異なっており、これを同視することはできない。

のことから、労働者災害補償保険法に基づく調査権限は、労働安全衛生法におけるような捜査権限を背景にしたものではないことから、申述者との信頼関係がより重要となるところである。

したがって、本件のように、労災認定に関する調査において、その円滑な遂行のために十分な申述を得るために、申述の契機があるということだけでは足りず、申述者の積極的な態度や自由な会話の機会を持つことが必要かつ重要であり、そのためには申述者の信頼を確保することが必要である。

申述者が、民事訴訟において、一般的に公開され、何人も原則として閲覧でき、当事者・利害関係者に謄写され得る状態となることを懸念して積極的な協力が得られない場合に、罰則を背景とした強制的な契機により申述を求めたとしても、申述者の反感を買い、調査担当者の質問に対する最小限の回答しか得られないことは明らかである。そのような場合、一応虚偽ではない回答を得ることができたとしても、調査の円滑な遂行に十分な回答や、新たな調査の観点、端緒となるような回答を得ることができなくなる。申述者の積極的な申述を得ることにより、新たな事実・端緒を得ることができ、さらにそれに基づく調査を行うことにより、適正な事実認定が可能となるものである。適正な事実認定を円滑に行うことできなければ、公務の遂行に著しい支障を生ずることは明らかである。